

保育施設等 施設長 各位

石垣市福祉部子ども未来局長

[公 印 省 略]

緊急事態宣言による施設運営について（通知）

新型コロナウイルスの感染拡大防止についてご協力を頂き深く感謝申し上げます。

みだしの件につきまして沖縄県内の新型コロナウイルス感染症拡大に深刻な状況があることから、令和3年5月23日から6月20日までを期間する緊急事態宣言が発令されました。

各保育施設等においては、厳しい状況下での施設運営となりますが、保育を提供する重要な役割をご理解のもと、下記の対応方をお願いします。

記

1. 保育の実施について

- ①保育施設等は保育が必要な園児・児童に対して保育を提供するという重要な役割を担っていることから、現時点においては保育施設等に対して臨時休園の要請はしないとしています。
- ②園児・児童の保護者等で休業されている又は、仕事を休むことで家庭内保育が可能な家庭においては、家庭内保育のご協力のお願いを行ってください。ただし、家庭の実情を考慮して強制的な協力依頼とならないようご注意ください。
- ③保育施設等を利用する園児・児童数の実情に応じて、保育に支障の無い範囲で保育士等の勤務体制を見直し（交代制による在宅勤務）の検討をお願いします。

2. 臨時休園となる場合について

園内の園児・児童と職員に陽性者があった場合は、全施設の消毒と濃厚接触者の特定が必要となる事から翌日は臨時休園とする。

その後の休園期間やその他運営に関しては関係機関との協議によるものとする。

3. 登園自粛した場合の保育料（給食費）及び利用料の減免について

感染拡大防止の取り組み及び経済対策として、保育施設等の登園自粛により家庭内保育を行って頂きました家庭に対しては、保育料及副食費の軽減を行います。

4. 実施期間

緊急事態宣言発令の期間内

5. その他

国の緊急事態宣言や県の方針等によっては、今回の取扱いを変更する場合があります。

